

見附市告示第104号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表の第1号の規定に基づく市長が指定する区域を次のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

令和5年見附市告示第103号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域）で指定した区域の区分ごとに次のとおりとする。

- 1 1号区域：騒音規制法の第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80mの区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

- 2 2号区域：規制地域のうち、1号区域以外の地域